

国総入企 第59号
平成19年3月2日

建設業者団体の長 あて

国土交通省総合政策局建設業課長

建設業からの暴力団排除の徹底について

標記については、従来より、「建設業からの暴力団排除の徹底について」(昭和61年12月9日付建設省経構発第8号の3)、「『暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律』の施行に伴う建設業界における暴力団員による不当な行為の排除の徹底について」(平成4年4月28日付建設省経構発第13号)、「建設業からの暴力団等排除の徹底について」(平成11年6月29日付建設省経入企発第7号)及び「建設業からの暴力団排除の徹底について」(平成17年6月2日付国土交通省国総入企第1号)により、建設業者があらゆる不正な要求に対し断固としてこれを拒否するとともに、暴力団員から暴力的要求行為その他の不当な要求による被害を受けた場合には警察や暴力追放運動推進センターへ通報を行うこと等についてお願いしているところである。

今般、政府に設置された暴力団資金源等総合対策ワーキングチームにおいて、公共工事からの暴力団排除の徹底の観点から、警察当局への通報及び発注機関への報告を暴力団員等から不当介入を受けた公共工事受注業者に対して義務付けるとともに、その実効性を担保するための措置を導入することが合意されたところである。

このため、国土交通省においては、地方整備局等が発注する建設工事からの暴力団員等による不当介入の排除を徹底するため、先般、警察庁刑事局長から国土交通省大臣官房長あての依頼「公共工事からの暴力団排除の推進について(依頼)」(別添1)をうけて、国土交通省大臣官房から各地方整備局あてに通達「地方整備局発注工事における暴力団員等による不当介入に対する措置について」(別添2)を発出したところである。

併せて、警察庁より、「建設業からの暴力団排除の推進について(依頼)」(別添3)の通り、建設業からの暴力団排除の徹底について改めて依頼を受けたところであるので、上記施策の実施についてご理解の上、暴力団員等からの不当要求又は工事妨害等があった場合には、速やかに警察に通報するとともに、捜査上必要な協力にも努められるよう、貴傘下建設業者に対して徹底をお願いする。

なお、公共工事受注業者が通報及び捜査上必要な協力を行った際に不当介入を行った暴力団員等の迅速かつ確実な取締等を実施すること、及び通報及び捜査上必要な協力を行った公共工事受注業者の保護対策に万全を期すことについては、警察庁から各都道府県警察に対して周知徹底されているところである。

警察庁内暴発第 3 号
平成 19 年 3 月 2 日

国土交通省大臣官房長 殿

警察庁刑事局長

公共工事からの暴力団排除の推進について（依頼）

最近の暴力団構成員等の数は徐々に増加し、暴力団対策法施行以前の水準に迫りつつあり、その背景には、暴力団の資金獲得活動の巧妙化と暴力団の存在を許容又は利用する土壌の存在があります。

社会から暴力団を確実に排除するためには、警察と関係省庁とが連携して、「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」（平成 15 年 12 月犯罪対策閣僚会議）に盛り込まれた施策をより深めるとともに加速させ、また、官民が力を合わせ、社会全体で公共事業、企業活動等から暴力団を排除し、その資金源を遮断する必要があります。

このような認識から、先般、犯罪対策閣僚会議において、関係省庁から成る「暴力団資金源等総合対策に関するワーキングチーム」により、公共事業からの暴力団排除の検討状況が報告されたところであります。

貴職におかれましては、かねてより、地方整備局等発注工事等からの暴力団排除対策等に御尽力いただいているところでありますが、このような状況を踏まえ、公共工事からの暴力団排除を更に徹底すべく、公共工事を受注している建設業者に対して、暴力団員等（暴力団員、暴力団準構成員及び暴力団関係業者をいう。）による不当要求又は工事妨害があった場合には速やかに警察に通報するとともに、捜査上必要な協力を行うよう、御指導方をお願い申し上げます。

国官会第 1854 号
国地契第 85 号
平成 19 年 3 月 2 日

各地方整備局総務部長
総括調整官 殿

国土交通省大臣官房
会計課 長
地方課 長

地方整備局発注工事における暴力団員等による不当介入に対する
措置について

国土交通省地方整備局(以下「整備局」という。)が発注する建設工事(以下「発注工事」という。)における暴力団からの不当要求等については、「地方整備局発注工事等からの暴力団関係業者の排除について」(平成 17 年 6 月 2 日付け国官会第 299 号、国地契第 33 号)記 3 において、暴力団からの不当要求等の情報を入手した場合には、速やかに警察当局に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこととされているところである。

平成 18 年 12 月 19 日に開催された犯罪対策閣僚会議において、「暴力団資金源等総合対策に関するワーキングチーム(公共事業からの暴力団排除)の検討状況について」として、「各省庁は、その発注する公共工事について、暴力団関係業者等の排除対象を明確化するとともに、警察からの排除要請等の手続きについて、警察との連携を強化する。」ことや「各省庁は、公共工事の受注業者に対して、暴力団員等による不当介入がなされた場合に、当該事実の警察への通報及び発注者への報告を義務付けるとともに、それらの義務を怠った場合にはペナルティ措置を講ずる仕組みを導入する。」などの取組を政府として進めるものとするとの報告がなされたところである。

さらに、別添 1 のとおり警察庁刑事局長から国土交通省大臣官房長あて通知された「公共工事からの暴力団排除の推進について(依頼)」(平成 19 年 3 月 2 日付け警察庁丙暴発第 3 号)を踏まえ、各都府県警察本部から発注工事における暴力団員等による不当要求又は工事妨害(以下「不当介入」という。)に対する措置について協力要請が行われた場合、発注工事に関し請負者が暴力団員等による不当介入を受けている事実を当該整備局および警察本部が確実に把握し、発注工事における暴力団員等による不当介入の排除を徹底するため、下記の措置を講じることとするので、遺憾なきよう措置されたい。

記

- 1 発注工事における暴力団員等による不当介入の排除手続きに関する合意書の締結について
発注工事における暴力団員等による不当介入の排除手続きについて、別添2の合意書の（モデル）を参考に、各都府県警察本部と合意書を締結し、2以下の措置を講じるものとする。
なお、合意書を締結した後、速やかに本省大臣官房会計課又は地方課まで報告されたい。
- 2 暴力団員等による不当介入を受けた場合における請負者の措置義務について
発注工事において請負者が暴力団員等による不当介入を受けた場合、当該請負者に対して、警察への通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと（以下「警察への通報等」という。）及び発注者への報告を行うこと（以下「発注者への報告」という。）を義務付けるため、現場説明書の説明事項に次の内容を追加するものとする。
「 . 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について
(1) 地方整備局が発注する建設工事（以下「発注工事」という。）において、暴力団員等による不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
(2) (1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
(3) 発注工事において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。」
- 3 暴力団員等による不当介入の通知等を受けた場合の取扱いについて
(1) 総務部長又は総括調整官（以下「総務部長等」という。）は、各都府県警察本部刑事部長（以下「刑事部長」という。）から、請負者が発注工事において暴力団員等による不当介入を受けた事案の通知を書面（別添2の合意書（モデル）の記2の別記様式1）により受けたときは、速やかに書面（別記様式1）に刑事部長からの通知の写しを添付して、当該工事の契約担当事務所長（本局が契約担当の場合は総務部契約課長又は経理調達課長）（以下「事務所長等」という。）に通知するものとする。
(2) (1)において、総務部長等は(3)の報告がなされているか確認し、報告がなされていないことを確認した場合は、事務所長等に対し、発注者への報告について請負者に確認するとともに状況を報告するよう、指示するものとする。
(3) 事務所長等は、請負者から発注者への報告を受けたときは、速やかに書面（別記様式2）により総務部長等に報告するものとする。

- (4) 総務部長等は、(3)の報告を受けたときは、速やかに書面(別添2の合意書(モデル)の記3の別記様式2)により、刑事部長に通知するものとする。
- (5) (4)において、総務部長等は刑事部長からの通知がなされているか確認し、通知がなされていないことを確認した場合は、その旨も併せて通知するものとする。
- 4 請負者が警察への通報等又は発注者への報告義務を怠ったと認められる事実の確認について
- (1) 事務所長等は、3(2)において発注者への報告がないことを確認した場合、速やかに書面(別記様式3)により、総務部長等へ報告するものとする。
- (2) 総務部長等は、請負者が発注工事において暴力団員等による不当介入を受けたにもかかわらず、警察への通報等を怠ったと認められるとの通報を刑事部長から書面(別添2の合意書(モデル)の記6の別記様式3)により受けた場合、速やかに書面(別記様式4)に刑事部長からの通報の写しを添付して、事務所長等に通知するものとする。
- の連絡を受けた事務所長等は、請負者にその事実の内容について確認し、速やかに書面(別記様式5)により、総務部長等へ報告するものとする。
- 5 実効性を確保するための措置について
- 4の確認の結果、警察への通報等及び発注者への報告を怠ったことが確認された場合、以下の措置を講じるものとする。
- (1) 指名停止又は文書注意
- 暴力団員等による不当介入を受けた請負者が警察への通報等及び発注者への報告を怠った場合は、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「措置要領」という。)の別表第2第15項に規定する「不正又は不誠実な行為」のうち、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の運用基準について」(平成3年5月18日付け建設省厚発第172号)記7第七項口に規定する「著しく信頼関係を損なう行為があった場合」又は「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月31日付け港管第927号。以下「港湾空港関係措置要領」という。)の別表第2第15項に規定する「不正又は不誠実な行為」のうち、「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の運用基準について」(平成15年8月19日付け国港管第474-3号)記7第七項口に規定する「著しく信頼関係を損なう行為があった場合」に該当するものとして指名停止を行うものとする。
- この場合、指名停止期間については、措置要領第3第3項及び港湾空港関係措置要領第3条第3項に規定する「情状すべき特別の事由がある」ものとして、原則として2週間とする。
- なお、著しく信頼関係を損なう行為に該当するとまではいえず、指名停止を行わない場合は、措置要領第10又は港湾空港関係措置要領第1

0条に基づき、書面による注意の喚起（以下「文書注意」という。）を行うものとする。

(2) 工事成績評定への反映

「請負工事成績評定要領の運用について」(平成13年3月30日付け国官技第93号)、「請負工事成績評定要領の改訂について」(平成13年3月30日国港建第110号)又は「営繕工事に係る請負工事成績評定要領の運用について」(平成13年3月30日付け国官技第32号)に基づき、(1)による指名停止を受けた者については10点、文書注意を受けた者については8点、工事成績評定点を減点するものとする。

(3) 暴力団員等による不当介入を受けた場合において、警察への通報等または、発注者への報告を怠った旨の公表

(1)による指名停止を受けた者については、「工事における入札及び契約の過程並びに契約の内容等に係る情報の公表について」(平成13年3月30日付け国官会第1429号、国官地第26号)の別紙3(1)

及び3(1)で公表することとされている指名停止措置理由として、暴力団員等による不当介入を受けた請負者が警察への通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと及び発注者への報告を行うことを怠った旨を明記するものとする。

(4) 下請等の禁止

(1)による指名停止を受けた者については、措置要領第8及び港湾空港関係措置要領第8条に規定する下請等の承認をしてはならないものとする。

(5) 優良工事施工団体表彰の推薦基準への反映

表彰日までに(1)による指名停止又は文書注意を受けた者については、各地方整備局の推薦基準に基づき、表彰対象から除外するものとする。

附 則

記2以下の措置については、記1の各都府県警察本部との合意書締結後、平成19年4月1日以降現場説明書を交付する工事に適用するものとする。

(別添1～2 省略)

(別記様式1～5 省略)

警察庁丁暴発第25号
平成19年3月2日

国土交通省総合政策局建設業課長 殿

警察庁刑事局組織犯罪対策部
暴力団対策課長

建設業からの暴力団排除の推進について（依頼）

最近の暴力団構成員等の数は徐々に増加し、暴力団対策法施行以前の水準に迫りつつあり、その背景には、暴力団の資金獲得活動の巧妙化と暴力団の存在を許容又は利用する土壌の存在があります。

社会から暴力団を確実に排除するためには、警察と関係省庁とが連携して、「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」（平成15年12月犯罪対策閣僚会議）に盛り込まれた施策をより深めるとともに加速させ、また、官民が力を合わせ、社会全体で公共事業、企業活動等から暴力団を排除し、その資金源を遮断する必要があります。

このような認識から、先般、犯罪対策閣僚会議において、「暴力団資金源等総合対策ワーキングチーム（公共事業からの暴力団排除）の検討状況について」が報告されたところであります。

貴職におかれましては、かねてより、建設業許可等において暴力団排除対策に御尽力いただいているところでありますが、このような状況を踏まえ、公共工事からの暴力団排除を更に徹底すべく、公共工事を受注している建設業者に対して、暴力団員等（暴力団員、暴力団準構成員及び暴力団関係業者をいう。）による不当要求又は工事妨害等があった場合には速やかに警察に通報するとともに、捜査上必要な協力を行うよう、御指導方をお願い申し上げます。